

出羽國丸去純卷之四

羊池
蜜岳
店士
交
花
之

出羽國風土畧記卷之四

目錄

田川郡

御陣屋

杵倉山

廣国山勝傳寺

羽黒山領

阿久谷

六所社

鳥海山大権現

大山料

相尾大明神

愛宕堂

羽黒大権現

本羽黒

月山大権現

六所以下羽黒山
大堂ノ前ニアリ

同所城跡

稻荷大明神

湯之濱温泉

皇納賀原

大堂

湯殿大権現

大堂



K290
Si
4

東照宮

鐘撞堂

五重塔

大忌松

念佛堂

別當

學頭

在廳

夏一職

減罪方

地藏堂

影堂

卜居社

常火堂

官司

女別當

院主

御師

本公聖小聖

惣山伏

能除堂

祓禊舍

黃金堂

峯入堂

執行

長史

三先達

目代

神子

兼仕

大工

犂牛山

出羽國風土畧記卷之四

一大山御料

大山邑 友江村 砂押村 栢屋村 桑名村 新田村
 二口新田村 干安系田村 面山村 湯之濱村
 播戸村 漆沼村 菅沼村 齊屋村 新屋
 孫村 角田村 菅河孫村 東沼村 天神堂村
 尾花村 福田村 丹羽^御孫村 中孫^御新田村
 下小中村^御 一萬八千石 八斗石米 記
 合六夕^村

一大山城

一六八
今ハ一五元元ノ大浦城ヲ又尾浦城トス
小寺氏曰ク城ノ鑑始ト詳ナクハ天正十二
年オテ武蔵家持之同十二年系勝在月ト
領一テ城代を至共ニ長又年三上ノ光ニシテ
其時系勝ノ城代松中佐濃付城を燒テ討
死セト云ク又一説ノ武蔵系頼ナリ節氏
之を二十代トシ予算ナリ十九代ナリ一代
脱モヤヤモ内大梵寺ト名ニ一モ二人
ありたゆめに幸ある二城ハ一居士を爲て
寺ニ一め大梵寺ハ一大山より寺名をり

されを附ト一テ婦子扱を爲テ城を治ス
め一ト事トあり一トヤ史を古俗大梵寺
ト稱一トヨヤ又武蔵家ノ内出羽守ト
い一ト五人あり寺名根ノ戒名扱ノ稱を
古俗王法を志スハ呼來ノ事トテ宮下ノ
半ト云ル也モ出羽守ハ一國ノ長上ノ武蔵
赤川郡縣ノ地頭トシ職名白ノ遠ハナリ
古俗是を志ス今モ地頭を稱一テ西司
トたゆ一トものあり也系家ノ式目一國司
領事也扱ノ友岡東口入事一右左衛門家

社仏寺為本西進じ於沙汰末末今更ふ及
此口入とあり西衛とふ西日の館あり所之
酒田大梵寺二塔の形なり武為家代何そ
西日の西館を下さるへそやち後人よる事
疑ふへしん古代ハ今の世の捨ふハあは
武為家代との下に法説を集て治之

武藤景頼

店內為御よけ人源平の合戦の時生押れ
られとも馬弓の達人よるなよ梶原系時
よ願ふれ後赦免ありて出羽西管内を賜り

法士の旗元とぬと有り信正東鑑を引て
系影ハ資頼の孫なりしと云ふ資頼の
孫多や東鑑九し是日又治平辛酉月十九日
若君御方結構風摸大臣饗儀坂判官邦
道為有誠言此事而近江司相交平胡籙
差様丸緒付様不分明之處三浦外預因
人武藤小次郎資頼平茂家臣監物太彼失事
得故實之由爰言義澄求次伺御氣色内
々雖可召御之若君御吉事也為因人争
役之哉云々仰日早所厚免也可令沙汰

之者資頼開愁眉調進^ス之云々

助平

庄内物語に由羽守とあり

盛氏

庄内物語に播磨守とあり

氏影

庄内物語に由羽守とあり

長盛

庄内物語に由羽守とあり伝正曰長盛を
大梵寺と辨せ古人曰長盛ハ今の落島の

城に任せぬ大梵寺出羽守と辨せと云々

師氏

庄内物語に在東方或は京亮伝正曰長

盛の才なり松尾小次郎と号し今鶴り口と

尾浦との間に松尾大明神ありそを以て

をいふやとそを辨せに大山城を以て

は任をいふやといふはお守りさむり

に松尾大明神を崇敬して松尾小次郎と

いふなりやハ情文を伝作してハ情を辨

と稱せしれ一例もあれをかり

氏平

東鑑十九し巻曰出羽国大泉庄次郎氏平
とあり同二十し巻に大泉左衛門尉氏平
と見へり

親氏

教氏 播磨守

淳氏 出羽守

建氏 右京亮

政氏 左京大夫 或讃岐守

羽鳥山五重塔栱丸之文中に大室寺武藤

讃岐守藤原政氏とあり同山慈覚沃言仏堂

五玄帳下氏後左京大夫政氏戒名淨雄

道号法山三月七日とあり

澄氏 四郎次郎

氏説澄氏之弟

左京亮又左京大夫とあり

諱未考

晴時 左京大夫

言仏堂五玄帳下政氏の息に昇晴時とあり
諱もや二十二歳の時五月五日加茂より弘

よして上洛五位よ孫叙一た京方史となり同
年海西天文十年十一月廿九日辛去戒名
空山淨真古佐林以下る余人成志良と有
信正曰天文ハ義晴將軍の時代ハ晴の字と
あふよやと云々

親九郎某□

諱未考は人一説よ上校謙信の年とあり
親ハ新の諱もやと去悋よ戒名瑞川淨昌
天正九年八月朔日終焉とあり

義氏□

朝

為後よ出羽守とあり親九郎の子よやけ人
天正八年屋敷号掲載と信長より下されと
もよや暴逆を以ひ古氏をくも一め居士の
とあふ討死て死を去俗忍屋取といふハ是之
恙沃のよ去悋よ戒名淨影桃翁今日二月
六日とあり南西正法寺の位牌よハ香春院
皮前京兆羽州大守桃翁英公大居士天正
九年辛巳三月六日云々又古中に石牌あり
文曰謹以羽州大守桃翁影公大居士相
當六十年忌奉供養神靈也于時寛永十

八辛巳歲三月六日施主敬白右意趣者
當寺前代之大檀那春日大明神四十九
代後胤鎌足大臣御子淡海公末孫武藤
左京大夫藤原朝臣義氏廂塔也前總持
正法二十八世籌山淳察云々意匠云々
正法寺の位牌又石牌の戒名又字一横を
らん位正位牌の方を答とて位牌より此
といふいたる方丈の唐名よりて義氏の假
名之羽州大守とありハ出家王法を志らん
猿子稱するものなり武藤家より出羽守と云

ハ皆付記と云るハ

義興

老内物語曰義氏亡後法士評儀して西屋取
の中丸墨玄庫頭義興を大浦の城小移し
武藤家の寺に遷すつりむとあり意匠云々
性一義氏の物とあり又曰義興実子云々に
よつて戦後必本庄重長の子を義子とて
人三十三の年云々上家と合戦して生捕と
云上家郡代中山云々義興人本庄重長と合
戦一云々亦老内戦後伝と云る云々

後勝

恙沃るる去牒より千餘馬帽子名辨名の記に於て
十七よりして上洛在京方更出羽守兼務より
あつて平氏天下より玉智あり兼務を信州へ
移さるるとあり又羽深紀又し是尾浦城代
の条下に平氏天下一統して右國秀吉公
の上意よりありて玉智あり武蔵出羽守兼務
信州へ移さるると云く尾内相領より曰く上
出羽守兼光謀を巧よりして尾内の士を懐け
捕して志を兼光より色しめ密に兼務を教
さんと稱す武蔵の臣依原備中といふ者獨
志を兼務より運て兼務を密に色しを我家
士を添て同郡の士小國周幡り方に送るを
り兼務は西に思ひて一五年を歴りぬ
兼務出奔ありり尾内おのつり兼光
の手に入尾浦の城代より上より中山云
兼を遣り尾内の仕を自らむとあり

城代

中山云兼は上家より之を説き東禪寺
右馬助ハ城代より云兼ハ女信なりたり

異例に云は
たふとあり

過去に云はるる郡代中山玄菟とありは城代
中山玄菟の謬也。信正曰是天正十二年
より同十三年頃の事也。又大梵寺の城代
より上よりお表御前をきいたるは信正
曰水城軍使は天正九年十一年の中庄重長り
二男千勝を以て大室寺義興御の忠子と
し。たが義興御の忠子出生せしにより千勝を
千さんとせし重長懐りて合戦はるひに
義興御ハ言上義光は加勢を請て拒み重長ハ
尾形長門守中条誠前尾川と稱す尾川信前

由を諺るひ尾形（井入て終は戦術子孫を
入神さを大室寺義徳と名ありとあり）又
尾形御前は中山玄菟をきし尾形仕を司り
しむといひの文讀よりして御徳治くし
これに義徳の文は中庄誠前重長を懐り
佐後值中とあり示合又尾形を言尾さんと誠
後勢を信し尾形は攻入とありしは義光
八子の勢を以て尾形（加勢）尾形勢合して
百八子誠後其の保者此處又ハ温海村あり
而く此處を接へ柵を付て其口の款を請り

一む重長平計を造り一百万石を磨て庄園
へ取入と云々事長りれハ略之庄園勢敵云に
討つてその八子八百十三人等を子安中野の
合戦とも十子里系合戦ともいふ東禅寺右
馬亮中庄主長子討れたり繪巻新第川宮
之御本寺記に中ふ云々葦ハ只一騎侍一人お
随漢色を河田の湊小剣^い上川の辨子口と
るよて^い為渡一りの希代の御事之と今に
人口子跡あり云々葦ハ支より^い是濃御喜沃
村子口よりして去人を案因として少敵子云

よハ為新りると云々又ふ日の合戦小濃川
よて^い是上勢八百余人敵云よ討れ是より庄
園一處子系勝の子に入られを所々に城代と
至代官をまへて庄園をまへむ

城代

楯屋表之清工板敷より^い是之信正或説を引
て曰大浦ハ楯屋表之清松本信濃代之と云々
予按是りに天正十三兩年と十七五年と又
年の別楯屋氏城代と云々^い聖十八年信濃
代云々

松平信濃は侍五十騎お臨上敷敷より急之
 下治方志の在大梵寺の場は至一と回付之
 治方志のハ慶長五年二月上ハ切入り付信州
 武勇の名ありによりて二宮上敷ハ臨ふハ至一
 一使を遣一ハられた信濃を以て菊光の云と
 お戦ひ従ふとたハ討死と云々ハ未城代の人
 見ハを極まりに松平信濃討死の付付城を
 焼三ノ後吾館を築さるもや元和八年相
 馬大膳亮及二城を更とせられ々々付ハ南城

を更之後の事ハ見ハをお供もといハ
 く羽後記本の因記ハ大浦城尾浦城在あり
 尚邑ハ大浦山勝安寺といふ事如何ハ尚城
 を移ふハ古事や又尚而智尾社を以て
 産文とい尾浦といハ智尾浦の略後もや
 浦ハありハて浦と云ハ嘉祥年中地勢
 變改以前ハけ而海邊ハありハを後ハ居と
 別而ハ移ハハハ又ハ郡中ハ海水漲入
 上ハ出ハハ名もや勝安寺を大浦山と云
 至前を浦所といハハ積山の古中より貝壳

（赤丸）

等の出を見えて上吉の地勢今と同しり
さる事なきを去るへ一板大山といひりも壬戌の
事とふ見へ是右平記評判十又し是奥州
勢着坂市顯家の上洛の条下に伊達信実
令沃大澤志危津中利多海大山云云上吉其
とあり同書大榭振州志河内系合戦の条
下よも龍形志先よ渡り遂て軍に利が
といふ傳曰先傳ハ結城上野入道伊達一弘
伝史皇平朝合又子余騎只一子よめて向ふ
二條ハ秋田城ハ多海三舞令沃新ハ大山
菊神朝合六子余騎とあり

一三三 楯山

大山楯山の上より古人曰古ハあてりて楯
ありて城氏のつゝ是大濠月体といふ人楯代
より一とそ小寺信正ハ説を是乘ち一とん
予續古平記を見らに二十九と是奥州關の
条下に奥州の管領新波たふち吏政直同
云上澄理方吏為頼八代の將軍前政公ハ加
勢の爲軍勢を懼れ一と内は尚玉の武士二
十三人とあり其内大梵寺海田等楯とあり

強ハ古人の信も授ちるはあらしを信正又
曰る楢山を尾浦の平城といふ謀なりふ
上よ少斗の清水有りて亦に水の事なり
是を説之。絶頂より古子の証言遠いのは
もあり半くの曾徳とり名も。強れを城地の企
も有り。一ものりと云く。尚邑楢平院。一井
あり夏月八る余軒を汲よ。夏に冬月又
三十六軒の洒屋毎日一軒に數十石を汲た
け井水も事なり。一。楢山の清水も勢弱
しとい。一。九月夏月も少く。一。深きあり

一。楢入水を海てなる水勢も増りて今の
ぬきよ。一。あらしも。一。楢平院の井水
る。一。よ。お。お。お。一日一夜を討て。三石の
水を汲得。一。三石人の濁。一。補ふ。一。さ。一。や。楠
正成。一。千。一。礮。一。城。一。あ。一。れ。一。ら。一。付。一。い。一。ま。一。ま。一。人。の
用水。一。よ。一。日。に。一。本。を。宛。て。洗。足。馬。の。飼。料。火
矢。を。防。の。値。と。よ。用。ひ。一。れ。一。ら。事。も。平。記。評
判。よ。妻。一。一。正。成。一。の。救。う。函。を。飲。き。一。れ。一。ら。大
名。な。れ。た。八。百。人。一。を。籠。城。せ。一。れ。一。ら。一。と。そ
武。藏。郡。の。郡。縣。の。ま。よ。一。一。て。一。玉。の。ま。よ。も。あ

らすけ楯は籠り居るもふとる人もさうり
といふへー一籠城もハ一騎当千を控ふ事
とそ老若男女ともに籠城もハ良羽の沙
汰もハあつてもよや古民の孫は賢き人け
山の要害は使ふ事を見立楯を接してふ
急の使と一支配する人をあて是をさし
め常にま下の城山は彼を接して居候と
見へたり予尚雨は数年富居一能地利を
見るとる楯山は色は穢れてさく又廣一
接もりに大山といふハ山の本名も一寺

一寺

邑名もも呼来ると見へたり楯山といふ
楯を接して後の名もへー一楯をさしあは
何そ楯の名あらんや伝正曰系勝の城代
松本伝流は城を焼て討死一史より再築
りて城取のこり元和八年酒井家へ店內
をあめて後正徳元年酒井宮内右輔殿の庶
子佐伴守忠解に大山一万石を分賜城山の
下を屋敷とを寛文八年甲十一月廿一日
雨よあめて病死魁林寺ハ送葬の地あり能嗣
あきにより大山銀一万石公收きるとあり

尚郎等の事予り祀を貞敷とお遠をお伴
を見て刻々一々大山一邑の言ハ子七百一斗
二斗九合と一祀よ見く一り

城山の東ハ大山邑の中央より一て道林寺
廣忍寺勝安寺亦あり西ハ高橋山之南一
香念寺あり山ノ愛宕の表西法寺松尾社
善法寺亦あり一山南をあと一水を後と
お後ハ廣情の堤二ツあり境内の用水と
山下に堀あり農民耕作の爲左右ハ是を
狭め今ハ草を引りおと一場地ハ皆畑とお

まり此方を見れを孫高経又ハ隆羅一と
人毎年三月十六日城山に上りて松尾社

一 陣屋

徳代官の居館なり常より下代を至秋月遍
下向一徳毛の善悪民の可き祈記の事一を
勅命さく寛文八年申十一月酒井佐中書
成幸去大山館公収きこれ其後所居屋を
建て役人を置れ一とを建始一十年記并
寛文八年申占正徳三己年と此十六年の
間此館又ハ徳代官姓名交代亦の年季未考

追て鐸へ一正徳以来ハ詳ニ記之正徳之乙
八月占翌年辛酉月占此代官徳星徳之助
辰同辛酉月占享保六丑年占八年振振
乞方更辰同七年寅秋山彦吉更辰同八年
卯春山劫巳卯辰早谷川底酉卯辰同九辰ノ
年占午年占乙酉年小那物吉更辰同十二
年未夏増之内春山劫巳卯辰ノ辰同辛
一辰未二月占七月占小那物吉更辰同年七月
占享保十七乙酉年小林又吉更辰同十
七子六月占十一月占内山七乙清辰ノ辰同
同子十一月占元文己年未十二月占乙酉年

一辰日野小吉更辰同未十二月占増之内堀江
清乃卯辰吉更辰同辰ノ辰ノ辰元文乙酉年
申占寛保二戌年占乙酉年陰山年記辰ノ辰
同二年戌七月十九日占寛延三年辛二月十
一日占酒井家ノ辰同辰同辛二月占乙酉年占
分此役守村吉更辰同辰同辛五月占宝曆六
子年占乙酉年天那市十卯辰同聖七年占分
此役川崎平吉更辰同八年寅天那市十卯
辰

一 相尾大明神

丹二之巻京田祖の下に居り傳れハ略之社
地水の方に延陀堂あり古歌源流の及場之
古歌堂山の及を坊之場といふ社歌兼仕の
及ハ本社の前であり七人私歌を詠して其
詞を中に社藏の歌あり姓の下に野臣の二
字を書類居ハ 勅許の号之王法を志しに
根よ稱さるハ演習兼事之

一 福荷大明神

伊豫屋の穂もなり享保年中親より宗
源宣旨ありて正一位を授る七人歌を正
一位福荷と書て多る所よ亦王法を志し
を歌兼事之尚邑に詩文章を好む人多
あれた正史の事ハ未熟よりして正法の事
多くあり

一 松倉山馬頭親音

古ハ楯山の南松倉といふ所にあり正代本
所の内よ近きを本寺唐仏と云傳へり別當源
驗正代醫家となり享保何系と稱さ其安
二年山寺公事の出付に申ふ松倉の所澤ハ

徳光寺の古伝同所伝ハ古山萬妙院の古伝
とあり今傳ハに萬妙院といふ名あり一按
古山に松倉山先代の別當ハ萬妙院といふ
ありたりや

一 愛宕堂

一 祀曰大山と踏子島との間に愛宕堂あり
是先年之江尻多打越一あり一其常の爲
義光建立一あり一あふけ中那之子安も同所
と云く常のため是堂大権現を勧請せしと
や是常を去り説あり程遠て傳ぬ一信正云

一 郎

大梵寺より尾浦の入口と今及一里半あり
坂東及十五里之十五里東ハ是を以て名付
奥羽の所一ありに坂東及の定ありと云く十五
里東の内ハ新州城といふあり尾浦城の礎
昔新州宮と傳といふ人討死一あり死骸
を葬るも傳と云く

一 湯之濱温泉

湯之濱村海邊ハあり古山より一里ハ遠
す五月湯治のものありあり小瘡あり一効
あり

一 廣國山勝傳寺

播磨系田村にあり古伝七石八斗忌平一石と
面武為家子播磨守と云一人あり支より出
る村名もや

一 羽黒山領

北条田村

下山尾村 下系田村 後田村 横山村 西見村
三ヶ沃村 松尾村 淀川村 日向村 堀川村
三喜村 羽黒塔 二柳村 二柳、飽海郡
美濃郡あり あり平
はる九十一石八斗二升

一 羽黒大権現

延喜祓名帳より田川郡伊豆波神社とあり、
是なり。羽黒山の支那より出る。羽黒記云
山雅集木の伝説を合して考ふるに多々祓玉
依姫命よりして 嘉行天皇二十一年六月
十五日始て皇孫に祠り 全文中書名不詳
の下に委記也 其後阿
久谷といふ所より祓玉一後世よ至今の大堂
へ移し本地仏と合一より祭りしや。又阿久
谷の溪洞を今に由祓玉の地と云。三輪郡祓
の志とく本坂なく供養の大堂より形あり
や。又ハ姓古ハ阿久谷の上ハ社ありと云

羽原記を考れも今の大堂ハ本地堂と見え
より古家今阿久谷を本羽原と見え
被も今の羽原ハ遷座とも見え
なりとも威の根と見え
ハ羽原を相伊波波と見え
因川郡の地名なり
を略之小寺氏曰伊波波神社を云ふ所なり
是古俗る年以前とハ羽原本堂類伊波波社
社とあり
の類其外郡史亦ハ羽原と稱して伊波波

神社といふ事なり
ハ續日本紀三代天皇御宇を能見たり
三山雅集より見え
山より嵩山の代
より見え
一又芭蕉翁も兼龍をいふ

羽原や山を出羽の初なり
といふるを跡され
吟一又酒田政重出羽の山と見え
出羽の山と見え
出羽の極数の山と見え

桃青

叡山の下に~~後~~を~~け~~山の~~半~~王~~は~~羽の字と爲
の羽は作~~の~~羽を出~~し~~て~~る~~を~~推~~し~~て~~
よや~~の~~向村よ~~の~~舊~~の~~小~~の~~屋といふ~~の~~あり~~の~~舊~~の~~舊~~の~~
の~~の~~して~~の~~羽の~~の~~由といふ~~の~~半~~の~~村~~の~~都ともよ~~の~~い~~の~~なり

伊~~の~~理~~の~~郡~~の~~龜~~の~~田~~の~~飯~~の~~敷~~の~~村よ伊~~の~~色~~の~~波~~の~~社を~~の~~勅~~の~~詔
し~~の~~る~~の~~社あり~~の~~是~~の~~又~~の~~今~~の~~ハ~~の~~羽~~の~~王~~の~~後~~の~~現~~の~~ともい~~の~~ふ
中~~の~~古~~の~~羽~~の~~王~~の~~山~~の~~伏~~の~~波~~の~~地へ~~の~~り~~の~~り~~の~~飯~~の~~敷~~の~~村~~の~~の~~の~~社~~の~~家~~の~~と~~の~~名
と~~の~~し~~の~~を~~の~~い~~の~~ふ~~の~~半~~の~~王~~の~~巻~~の~~教~~の~~を~~の~~引~~の~~こ~~の~~る~~の~~ハ~~の~~十~~の~~七~~の~~年~~の~~か
承~~の~~保~~の~~元~~の~~年~~の~~に~~の~~下~~の~~る~~の~~山~~の~~伏~~の~~波~~の~~名~~の~~あり~~の~~し~~の~~に~~の~~後

九~~の~~死~~の~~一~~の~~生~~の~~の~~の~~大~~の~~病~~の~~と~~の~~なり~~の~~醫~~の~~術~~の~~を~~の~~そ~~の~~ん~~の~~じ~~の~~詔~~の~~か
し~~の~~社~~の~~家~~の~~神~~の~~あり~~の~~こ~~の~~ゆ~~の~~り~~の~~て~~の~~丹~~の~~詔~~の~~を~~の~~そ~~の~~ん~~の~~じ~~の~~て~~の~~祈
り~~の~~れ~~の~~を~~の~~二~~の~~日~~の~~よ~~の~~平~~の~~念~~の~~を~~の~~至~~の~~誠~~の~~感~~の~~神~~の~~の~~の~~事~~の~~と~~の~~作~~の~~さ
謝~~の~~礼~~の~~の~~の~~こ~~の~~め~~の~~持~~の~~下~~の~~る~~の~~半~~の~~王~~の~~極~~の~~本~~の~~を~~の~~社~~の~~家~~の~~へ~~の~~附
与~~の~~し~~の~~て~~の~~山~~の~~伏~~の~~代~~の~~と~~の~~引~~の~~來~~の~~る~~の~~西~~の~~の~~の~~半~~の~~王~~の~~具~~の~~家~~の~~向~~の~~後
社~~の~~家~~の~~より~~の~~半~~の~~王~~の~~巻~~の~~教~~の~~を~~の~~引~~の~~初~~の~~禮~~の~~を~~の~~収~~の~~納~~の~~す~~の~~へ~~の~~至
よ~~の~~し~~の~~誓~~の~~約~~の~~し~~の~~て~~の~~詔~~の~~詔~~の~~詔~~の~~詔~~の~~と~~の~~し~~の~~て~~の~~半~~の~~王~~の~~極~~の~~本~~の~~の
裏~~の~~書~~の~~と~~の~~を~~の~~教~~の~~る~~の~~年~~の~~を~~の~~經~~の~~り~~の~~れ~~の~~を~~の~~お~~の~~後~~の~~の~~の~~文字
皆~~の~~書~~の~~皆~~の~~と~~の~~なり~~の~~爲~~の~~此~~の~~礼~~の~~也~~の~~承~~の~~保~~の~~元~~の~~年~~の~~出~~の~~羽
神~~の~~社~~の~~と~~の~~い~~の~~ふ~~の~~文字~~の~~今~~の~~僅~~の~~よ~~の~~跡~~の~~なり~~の~~神~~の~~号~~の~~の~~の~~下

ふい山伏の各ありりりとそ高夏社水斎辰
堂前といふもの後目として上条一吉田表
へは教を記をきりとそ破はくに記之を代
板行一と年代記又武江根津社常陽亦
羽鳥権現ハ倉稲意命といふハ山城国本幡
社神を神代の圖ハ倉稲意命を羽鳥と一
式ハ大物忌神社といふ是こと少出一一と
出と事之大と從かり

延喜式神名帳ハ出羽国中九戸とあり一所謂
九戸ハ大物忌月山小物忌幸加由豆依の類

伊豆波波字志列鹽湯彦副川の九社なり
何社の社も多し神一社としてお殿の神を
まり夜ハ国中九戸とありお殿ハ多し神あ
れを伊努美まのこくとく 天照大神一戸
お殿二戸を更古神を^たお殿三戸と書る
事國史の例之伊豆波神社も国中の式社を
れを多神性^た玉依姫の一戸と見り一
羽鳥之而権現と稱するハ後世の事あり一
延喜記七し書るハ羽鳥権現の拂心辨親等の
おハ一傳をよとありけはといふと一あり

なりりーと見へり今のおとく羽黒湯屋
月山之西よりして延院大日親言なりといふ
を新經記より何そ親言一神を羽黒禊瓶乃
此正解といひかへて能く言ふ事なり
之る三十二年永享二年の御記は羽黒山
之西禊瓶とあれを在代の事を見へて能く
之西ハ羽黒一山の内より別くにして同後よ
多々の事ありあはるるや能く能く之西
禊瓶と一述し稱せれとも同後より何とす
本ま新經記那智那智之まゝハ吹浦西より
同後より何とすを格別之羽黒記を見り到大
堂内より洗のまゝ建双へり堂社のうち
月山大禊瓶湯屋山大禊瓶あり是を以て
考れを羽黒大禊瓶と同後より月山湯屋兩禊
瓶を多々にいへるを巨細の事ハ末より後ハ

一皇^ス細^ガ賀^ダ原

今ハ皇孫大鏡神とも書大堂の東山の下
にあり今ハ羽黒の御地よりいへると傳れ
とも羽黒御記の語を以て宮にそ名を出さ
のこ、系行天皇二十年茂内君稱勅を

更あひて小陸及よ祇祠を崇めふ時史良
の室よりありあは伎樂の音何り若祿室よ
入ると仕あふ時小忽然と老翁あはりて
何故よ室よ來たりやとのあり若祿 勅
命の語を言て祇乐的音平ことあれを老
翁言て曰巽の嶽ハ昔ふ合尊禊儀の音
東の麓ハ玉依姫ニトシルシ禊儀の呈場なり良頂は
空玉姫の禊儀一あふ湖水あり禰意伎樂
を奏せと告終て去るをあふけ語を帝に
奏して翌年六月十五日皇綏賀祭に三祇

の社を草創一あふとあり本文中云こと書
史良の石室の下に記し傳れとも又あくに
本文のゆを和しけ傳る按さるに巽巖とふ
月山の事もや史良よりけし山巽よ山より震
巽とふ羽鳥ふ山をいふ元日の山伏禊祇勅儀
の古本に羽鳥禊儀の音記玉依姫とあり
新本もふ羽鳥大禊儀正觀音軍茶茶利妙見
とあり禊儀呈場なりといふ山山の史石
水石をいふもや史石ハ池ら海一といふ故
のたの方にあり史中光を祭さる事あり

とを海神亦遠沖より光を見り事なるに
といふ水石の山奥より出て水を出し耕作
の用水となるに代領主の家土火石の石の
事をも隠し傳り二ツ石と名付て尚山より納
しつりと傳れたいはむと日名を良頂とて
玉姫の結成しあふ湖ありといふ物籠乃
池に水池をといふや羽流記にさき小
物籠大明神とあり今に羽流記にさき小
社にさし弘水池の事三山雅集に弘池を弘
八大龍王の事を記し傳れと長久の略之
豊玉姫の海神の伝説を社傳もありて
八大龍王の事を附言せしや皇孫の事
の三神の内は湯成権現とおありさしは是
を今の方家羽流山湯成三山権現といひ
とも湯成の列山として利尚も権現なり又
和備記に湯成権現の神位ありとも羽流
月山権現の神位あり一説を合して考れ
とも三神同族ともさしは是を皇孫
ともあり一三神も同族といふは是を羽流
秘書にありしや或る事なり

欲

三山雅集曰性肯大皇山萬國寺と号し三
百坊の及場なり。能除禁闕を出てけし
彼新元一は是昇天ありけりより民俗繁
一塚チ祖ニ之故祖ニ皇子ヲ野といふありけ名を
跡をり。古門の礎堂社の庭今ちの見へを
と云く。

羽深祀ふし書を見るとに統邦寔寔院と有。
同六之書は統邦辱昨寔寔院澄室とあり
或東の書小能除方子と寔一一人來て居
肉ハ書上寔寔の手に属と(まよ一告めふ

といふ事あり。そ又の續は化信一人山
一阿伏一人伴ひて又來り。羽阿よ七百五東一
よりとてけ場に泊り曉方出て極東山に入
て見へを書上の地へ誠新けりと見へ。よりを
東を阿して見れを歌一首あり。

阿ハちるよ一あさぬとも志む一浦を

花阿山乃あまむ此下枝

前夜伴ひけり山伏は名はけりたと阿の
これ我ハ能除方阿の順礼度山の一呼と
いふ者として傳り信ハ羽阿とて書上天

意の者なり」と言ふと云く義光軍師一呼
を以てして思ひは満ちてあり所の事なり
是より七年同じ此依二十三人皆山伏の姿
となり山名一呼先達して又此思満ちての
事あり一呼新始の大同義隆の臣下とあり
後より出羽守左軍師となり東海林又殊
院月心法師と云ふと云く一達或一巻と云
あり山本宗依と云く俳人は巻く一巻と云
まゝ一巻とあり羽源記の語を考れば皇孫
の坊者羽皇山へ岳を移し一なりといふを
代の事にはや皇孫を本羽皇といふ説も有

一阿久谷

東照大権現の後より當りて言阿久谷を阿
久谷といふ秘而と稱して系信を許され
を委しく地利を志しむを授年交付り山伏
より尋りに湯の沸出る所ありといふ羽源記
云く是曰阿久谷り洞是を権現生身りして
密記一あり本地ハ久を成道の大古和光日
瑞尊下生伯禽ニナトリ瑞尊地神五代昔ふ合する才
之の地娘は事得之胎産界の二市現なりと云く

下生といふ下界小生と云ふといふ事もや、按さ
るに羽鳥権現を一種と云ふ。説小や、同出曰
若一王子ハ天孫七代裔伊弉諾伊弉冉尊
よりて地神五代の姫天照大神の父母之
に三神令貴元年西史より云き
年号あり正月八日延陀大
日親者の三尊と取れ阿久古の溪洞より
微妙而能除大障と云る曰と云々
若一王子神
祠伊弉諾石
の上よりあり、天宥の時代阿久古より延陀より
は別苗を伊弉諾山若王寺と号にけ、天宥の草創之
神の
伊弉諾尊よりて月山の頂上より出現とあり

一阿

凡ハ胎産界大日よりて伊弉冉尊より湯
海山大日意尊若王なりとあり
三山雅集に或
説を引て湯海山
ハ大山津見命或大己貴命又彦火之出見尊と云ふ羽鳥記之
山雅集同山と云て同半なりと云、湯海山の事ハ湯海山の下に在
り傳れ也
若ハ南方之垢親世尊大士天照大神
宮羽鳥山権現夢門得益の日輪天子なりと
あり久遠の昔大士の誓約あり、
の王化を御らんとして祖神と云ふ事、世乃
切益は傳へられて苗初地神五代苗裔、
草葺日之合の皇女伯耆姫と現し、
け阿久屋より云記し、
星ををより事、
方

有千歲と云くは説を授とせふ阿久言ハ今
に禰鹿の地ありて大臺ハ本地仏よりて大
荒倉庫の及端みや徳説を集て考傳れた
仏法よ附會一我國の神記よ齟齬一傳れ
を逐一よ了解志りし一古法多日是を按を
るに古象の説親世するハ天照大神と現し
天照大神又下界にあめて伯耆國禰鹿と現し
て阿久言よ禰鹿一あふと二世を立しる説
あり中もたも右のあとい一二世を立しる説
なれを説き又明傳もに及しむ神代書を

見むに昔ふ合尊を姨玉依姫を妃と一して
曰男ハ生をぬ(た女子を生をぬふ事)見く
又伯耆國禰鹿といふ命ありたゆふに皇女の
二字を后妃と傳り伯耆國禰鹿ハ玉依姫の吳
名とも見む(こまや火く出見する海名の事)
を澳津を鴨付等と歌よよ命をぬふ事もあ
まハ玉依姫ハ海神の由娘なれを伯耆國禰鹿
とも稱せしまやたまれハ三山雅集よ引傳
皇孫の説よ震替篇ハ玉依姫と云(傳りま
徳神親徳祭文の古本よも符合一傳り事

あり后妃を皇妃と稱り後妃の字の旁と
脱して皇女と出り夕や又古事記を見
まして云傳へる事をも後妃と云る
や

旧記曰弘海能除の攀羽山修持身乃后河久
谷三秋と云く全文能除崖の下に記す今按
まらに古歌

陸奥乃あやの松ありうれて

出へる月の出處を知らず

とよこしハけ西やけ歌月の歌も似て月

の歌よりしをも出世まへる人の阿久言の松
の中に入りまきて世より出ぬを月よよそへ
てよめの歌もやといふ人も有り子枝も有り
一松多く有りとも又古事記なるといふ者
孝仲神祇の折なりてハ山中の山伏も由く
事なりともや三山雅集に能除古子ハ増子
皇子なりとあり古事記をみるに増子皇子
降誕の事ハあれは後鳥の事ハ人々を報
らるハ崇峻帝馬子ハ執事されあり
系域を透りてけよ下向ハあひ布文帝

此書院の爲に推角の祈を志めふ事をあふ
まきて出づる月のお願ぬりねとふ詠々
古歌もやとたわぶ人もあり又雅集曰出山
又十世別當天童師の言才若樹院嘗海ハ
水之濃中納玄の此息なれをけち子の事禁
中記秘而もて鐸下さるゝまよ一此又五省
て別水之濃及は旨を此尋ありなれをいり
りも 崇峻帝の皇子こもよ一此是出下
されりるよ一是へ一り皇子の跡あふ地を
皇孫と云傳へ傳るとこそ
阿古志の松の事村山郡達
考の下に委注也

一本羽黒

老より山伏曰阿久谷の因山の方に小山あり
本羽黒といふ中古と権現の神祠僅の禿倉
までけ雨よあり一とこそ飯よ本羽黒といふ
名を跡をり今いふ表ともいふ禿倉言ふ附の
當必より下りる事あり社系の際免を日ん當
免をんりうめ一是をりうをり々に本羽黒
よて見失ふ言附神前に平伏一免をほを
しめあふと一公は祈なれを立雨よ免を得
より靈験の新なる事を感一禿倉へ飯也

川の後祓祠を今の羽黒へ建立し、寺社教友
建立せしむれりとの記ある塔の楯れは平高
村正和二年に建立とあれを扱ふ事さあ
らす除夜大塗はおいと山伏一人白衣を冠
し免の面をりむりて免をぬといふ事さ
はる村は猶れりる村の神なりといふ但云山
雅集の説ハ是と曰しりる事あはれもい
ことごとく一説はハ皇孫を本羽黒といふ人
あれた今按さるに皇孫に祓祠を建しりる村
一川の羽黒志の山号未所しりる事能除ち子靈

鳥の奇瑞よりして羽黒山といふと云山雅
集より見へりり東鑑出羽五里山の記流と云
一丈里ハ志の字の誤りして羽黒山ハ出羽志山
の略もや云代実録二十に云書貞観十三年
秋九月廿七日を江國黒山祓祠に位下と有
同号なりり友は山号ハ羽の字を盡て云
字といふ志りりもや讀日本紀二十六に書天
平祓禊の条下に奉り削寺禮佛奏唐言
廉樂及黒山小師部儻云くけ文の云山は
山号もや人号もや未考又元史云く書本

紀元六世祖又年七月丙子高麗王王植遣
其臣崔東秀來言備兵一萬造船千隻詔
遺都統領朶兒往闕之就相視黑山日本
道路仍命艘羅別造船百艘以伺調用云
け之云を以れを後日本紀の云ふ六人の名は
や羽皇の事記は無く是といへ大率の序に
國史の上を詳して後日考の爲とせ

一大堂

西南に向て十七間東北へ十二間あり兼訪の
人内陣を見るもの少く是等の形を以て内
陣の奥に壇を築く是を六間に仕切間と
に令奥を以て戸を堅め軍事を一一とを又
内陣は親善軍多利妙見の二像兼上下の二
龍あり何れも運芝の地とそ出羽守皮上龍
の勢をわめあふ事羽澤記に見へたり翠簾
の間に九曜と七曜とを祀り禰言藤物二
あり内陣の左右は皆仕切て右より大工の
像を安置し左は現の宝物を入置たり熊野
権現を勧修し左右は黒白の二熊を以てそ
又秀衡の妹徳危公の本像なりとあり大堂一

宇に鑪九ツありとを六ツハ壇上よ双(一)も
二ツハ室物の鑪とを伝正曰本堂、羽幸廣七
室を舞臺とせ内よ井あり井の中に鑪室を為
至(一)りとき僧もいふりこを七室の内を見る
人が一と云く或人曰鑪室の内よ旧記あり
若火災あり時ハ殆ど盡(一)る。繩燒切鑪室井の
中に舊旧記火災を述りて爲とを予奉仕の
身よあれを志(一)候を志(一)と(一)ハ此後候小
記之同板の内よ本地伝正所とて此堂横

ハ二人余唐令よて仏像三所懸付(一)るものあり
その内よ額あり南之羽鳥山之亦大権現と銘
を二所よ大將軍義教大権現細川持氏永
享二年八月一日本願律師とあり永享ハる
三代 後花園院の年号なりて當年近三
百三十二年なり義經記七之卷并唐の詞よ
羽鳥山権現の伝正所親善のおえ一傳(一)に
とあり傳(一)を伝正所とて仏像を用(一)る事も
久(一)き事なり大堂よ無(一)る。此伝正所と
いふものも親善(一)とを

元禄十七年东叡山一品公辨法親王の志と
あふ類は羽黒三之西大権現とあり世人是と
稱して羽黒月山湯屋三所の神祇同体と
言結元なりと思へり古歌流説も又りくの
物くもや又秘傳もあるにや予按まらる
月山大権現ハ月山の頂は社あり湯屋山は
ハ社なりといハ大湯出る西を辨辨と一列南
又列ふよりして东叡山の北を祀りあり
猶も大堂の内は祭る月山湯屋の二西ハ南
良の春日を該函に参りて春日社といふ

了とさる信是を勧進の社といふは例は唯
此れを羽黒権現ハ本羽黒より移元志する
一社よりして二神ハ後代の勧進と名へたり
天眷以て是は淨土院の草葉一ハ羽黒
記を見るに月山湯屋は権現を勧進志する
神祇ハ別体ハ二社あり末は湯屋月山湯屋
の西ハ言ふ山源沃よりして春日なるは
系流なるを故は朝夕礼拝のよめに勧進を
一と名へたり然ハ大堂の内ハ二山の神を
勧進といふ又別体ハ二山の神を勧進と

とに及さる事と又二山の相別及るあれを
大堂の月よある山を勃達よ及さる事とや
是を按されを羽忌三所といふハ羽忌一山の
内よ格別よ社ありて大堂ハ三所の社の本
地仏を建なして大龍舎集の及場とや
羽源記云之書曰大牛堂と申ハ 推古天皇
の聖徳太子の詔命に——て為我大臣兼能
除大師を冥基の及師と仰ま言貴年中の
第剣之と云く は附しりて二年号あり 徳山よ私よ年号
を福——と事多あり け事元例よ記た
日書曰是曰本地堂ハ阿闍佛命去勃達と云

異本の法
隆寺と云り

中と云くけ文を味傳れを古ハ神祠と云
地堂格別也——とや旧記曰六十七代
三余院法澄寺古再建の附羽忌格現崇の
寺格守と云く尚寺と云く寂光寺の号を云
とや是ハ古神社と仏閣格別と云く——を考
合志と云事といふとや社古の堂ハ格守府
將軍陸奥守藤原朝臣秀衡建立そのち源
頼朝卿修造寺と——て古肥次郎実平下
向その後 後堀川院安貞二年造堂その後
後三余院神宇造堂今の大堂ハ孝文十二年

言上出羽守成建立なりと云山雅集にあり
但大堂より至るに致し六月結して武家の家
致なり大堂へ向て右より西社辨々天堂地
藏堂東照権現山祇堂業師堂禪堂
深明王堂親善堂大忌堂あり在りに天宥
宥言親堂設け若堂能除堂辨々天福荷社
あり此手洗のちに慈覺大師堂庚申堂孫
院堂虚元花堂又智如來堂釈迦堂月山大
権現ありその外堂社教多あれとも繁々れハ
畧之

一六所社

三山雅集より曰此社集會の天場なり西ハ
武説より伊豆宮根源訪伊夜比古月山多海
山とあり予按するに此の月山多海山と
いふは吹浦村大物忌月山の本社を勧誘を
しよや吹浦村の流説を代きて多海月山
多而といふも礼亦あしよ板形亦今一
所り大物忌神社ハ姫宮海山よ此説有あり
一故よ此社も唱ひらるときあもといふこ
とく月山多海湯屋の勧誘別表よ云字多ふ

又けりよ月山多海あふを勅禱せしと云及程
か一ち象月山ハ弥陀なり上品の弥陀中品
の弥陀下品の弥陀とて三禱あれと云云一
等もといしハ予もあに物々を子細ハ多海山
ハ薬師仏なり薬師ハ二品あり事ヲを破す
しと云多海といふハ二品ありて二品ハ配と
ふに一西云々也

羽源記又し書曰山の案月老を先よ立
出羽守
後出守
の母之ニ云大権現の古産所よ是り但面乃廻
樓よ舟當りの夜闍社壇を見物一々もに

先此前に其地あり浪書浮舟一て云西麻妙
なり浪の上よ舞臺あり古子よ三十三禱の
親世者此所を舞一立あり一六西の言とて
六及能化地能菩薩の業記和光の方便とて
舊傳を禱と現一ありを能除方所云々至
あつりやと云く又一説ハ壇登六西禱
を勅禱一ありたりハ諸説違々も一云々を
明かすん

一月山大権現

大堂より意匠口一りりハ右よりハ左

月山大権現といふ歌あり

一湯屋山大権現

羽深祀ふし是より今ハ釋迦堂と稱して権現より事をしるらん

一多海山大権現

羽深祀より今ハ多智の如來堂といふ羽深祀ふし是曰大忌堂は依成より月山湯屋多海三山の依成無ひよりと云ふ是を以て考れを今教迹堂と稱するハ湯屋山大権現又多智如來と稱するハ多海山大権現あり
ありと明白なりといふは今を事を云ふす
根より依成を以て古法を祀するハ歎けり一事あり

一大忌堂

三面大忌の像あり安よて羽忌権現の依成を祠をたは経記七し是曰羽忌より祀と中人を大忌堂別當禰波の阿闍梨と申共りてはとあり并慶の人よ善ハとも祠と

一東照宮

天智時代より勅修のや年季しり考へた

神皇正統記と一して酒井家より第百俵沙事

附

一 地藏堂

羽深祀ふき巻曰く及能化堂界壇健那系
著提院の地藏堂とあり今うま詣まらむとの
辛部婆を求て死人の著提とよと秀衡支那の
石塔並光の此先祖為頼の石塔ありと曰
記よるなり

一 能除堂

羽深祀ふき巻曰能除堂と申ハ上古より
権化の聖者よて邪惡自在聖徳左子の此從
事あり父ハ泊瀬泊の王子とて 崇徳帝
のいほこまよまよありぬ以前の御子よて
此危しきりり此取矣およて偏よ夜子の容
よてありりれを此幼雅の時部(権をくを
くれこを志公と云一矣人來て仙境(橋
新そより以後に十余年を經て後人五三
一代 敏達天皇の御宇聖徳左子此年十
二の時照勝記乙巳年 けしき 六月弘海大
徳と名ふそ此年に十一して東海陸奥八

し女海よ^二巫あふとあり又曰三十二代

用明天皇丁未歲六月獲我る子弘海大徳

を尋精舎を管ん^と欲とあり鞍神多須

高^トりりて弘海よ^二謂^一て^る子の^二聲^一言^ハ疾^ク

りれ^ルた^ニ昔^トあり^又義^長り^れを^二略^ス之^又曰

推古天皇吉貴元^皇子^丑は^付し^りす^と獲我る子聖

徳^者子^と識^して^上よ^奏し^官符^を弘海^に

賜^り靈^鳥の^奇瑞^よ因^て山^を羽^と名^と号^し

一^云妙^典の^正神^尊門^徳益^の津^割なり^とて

峯^をい^寂光^寺と^號し^靈應^寺の^友よ

弘海を^一て^能除^大師^と賜^号を^とり^と云

く^寂光^寺と^いふ^山の^名よ^のこ^殘き^り心

後^院の^後を^いふ

當山舊記曰人王三十代 欽明帝御宗

至^リ崇峻帝王子參拂理依^テ天童之^二誥^一至

羽峯時片羽八尺靈^鳥來^而導^登干^二羽

峯^拜生^身觀^世音^菩薩^時讚^曰善^哉聖^者

修^勇猛^行一^身善^業普^利于^他當^感見^弥

陀^大日^所居^土則^化成^靈鳥^蜚揚^月山^及

湯^殿山^日虛^空諾^曰我^是羽^黑神^社也^永

三和
三和
三和

欲使汝興吾山即授三面火珠云々按さる
に八七人の靈馬ハ神武紀よるハ傳ハ八咫鳥の
事ヲ附會せしめや羽黑神社ハ一死よして
月山湯屋の支燈現をお殿よるさる意味
け文よしてさるハさるや又曰 崇峻天皇
キ三王子參拂理依形質頗為慕荒相放
北海濱然太子直歸佛門請而師聖德太
子以雜髮染衣專法名弘海心性勇猛偏
有凌雲志離京城棲遼濱往攀羽山終捨
身行住阿久谷三秋衣以藤皮食以樹果

平日無他辭時信般若經力誦能除一切
苦之文又誦能所一切空之文故時俗呼
曰能除仙云々又曰能除太子至羽峯時
樹陰深鬱而殆迷歧路時有翅八尺靈鳥
三足來導能除臻羽黑及月山等太子歡
然而歌曰彌也喜茂禮遠能我播俱魯能
也磨加羅須軻珥良迺志呂久那良牟拳
滿天母云々山中に鳥渡といふ所あり在代
樹下みて二三足のりるを子の死しるを見
りりるを塩漬しして赤飯山よををりる

いふ

羽澤記云し書曰獲我子兼 勅賜宣命
於能除大師 勅使參拂理巨山 宣命大梵寺の
彼よ云云 一能除大師に預して官符と授
ると云 雅集よ參拂理を能除と一羽澤記
よハ參拂理を勅使と云云泥の遠なり又
函記小 推古天皇の勅よて泰澄よ謹一
能除大師といふとあり又云山雅集よハ
崇峻の皇子皇子を能除方子といふ
とあり 函史をみるに皇子の皇子と泰澄ハ

日人よ所々ハ云説匡くに一て是れを志す
まといハ九記一跡一て後日考のの便とハ
あふに參托理弘海とも皇子の由
事よそ能除一切苦の文を平生誦一あふ
好よ州信能除仙とも能除方子とも云ハ
よハ勅使を下して能除大師と宣命を賜
といハ事函史一見ハ(まき象根よ稱一ハ
よハ

一 種 撞 堂

高八天口の徑り又八寸五寸七寸の種あり

古物之秘あれともるゆぢるを 後宇多院
建治二年に轉りりと云傳へ侍るとを

一 新堂

天智元年子宿玄の像とを天智寛文年中
をいめて赤糸糸を頂戴し山中の石階を
作り高嶺山は功ありし事を後年に感し
を代立し。新堂とを意匠のなる旨し彫りし。
二就後川の僕利加屋ふ勅。東照権現の
手水石亦け人の作と云傳り伊豆守も
功名を誅しし人とを惜み配所の古とを

あふ年芭蕉庵三山願礼をくれし追悼の
句

世のたぬや羽鳥にりし法の月

一 神輿舎

壇上は後行若の新像を至六月十五日二所
の神輿を大堂のあへ渡神し此手洗を一
巡し此先は柳を渡し又古家より檣杉を
出し神輿の供せし社家何れも供せしを
後獅子を舞古来ハ程武若亦出しとを山
中古家大堂の庭榎は席を設て神輿を拜

す

一又重塔

菟川高仙堂の上子にあり、享長十二年の
 棟札あり、文曰出羽守大泉庄羽黒山又重塔
 棟札、天長年中平将門以本寺地蔵菩薩の
 像慈活（安重之刻）又重塔建立、その後平寺
 時、西和二年建立、大室寺武蔵後守、藤原
 政氏再興興人王百一代、田融院、神宇、永和
 二年六月入弘布寺、大自在菩薩、南都運、享化
 享長十二年七月廿七日出羽守、高光修造

志村伊豆守光安、下對馬守康久とあり、但
 伊豆守對馬守の守の字ハ私ニ稱せし事
 以て、塔の事ハ何れ

一下居社

手向村にあり、古彫羽黒山、権現を月より
 表とけ社、一下居ありといふ、又古神宮とも
 いふ、上件、何久長の下に、（注）より、あとも、古
 方、古路、觀世音大士、天照大神宮、羽黒山
 大権現、當門、得益の日、臨天子こと、附會し
 こと、説より、古神宮ともいふ、や、前に仁王

門あり並に園神を至

一 莫金堂

子向村にあり親音三十三軀を安置す。彌倉より羽黒修造の寺跡として土肥次郎。実平下向の村建立を—と云傳りり本像一併あり脊に土肥次郎。実平と書付あり。井上村に實平塚としりあり古人道由りて死しりとしり高傳を至らん

一 大黒松

同所より羽黒氏六ヶ書曰大黒松とて名

本あり枝に隅に葉一葉死さし有りぬ。さ糖ひありそ向に小社あり。又余の大禰を安至しりり葉因者けし山平劍の砌はる我大匠家を—流傳の禰を費しりよ—傳り。り。とあり。予たぬは後年の物なり。—堂塔あり—とい。た無きれを略く大禰は。大谷の禰なり。—

一 常火堂

恙沢にあり道雨の結守と名。—下り参り。志白人が—子歳の恨としり—二説を能

一の石を長あり刻する文は承應三年三月
月日尚山刑尚天旨傳之判とあり神前に
年中薪を燵て火を消さずなる一由は常
火堂といふ薪料として夏月関東乃若先
達残又人おみんおといひ二七二七村をを聖之院へ宛て古の
聖之院経堂院水之坊隔年不焼一とを社
堂教多あり記をに照阿とを去年三之山雅
集は長款よありし一の規をを傳り一内
は為をを族を祭奠の具し見之（芒田を流し
て傳つ。尚所に小橋一ツあり擬室珠庵令之
路田を建立立出羽國羽黒山禁法橋施之直
江山城守為續文禄二年己丑月吉日天下
一道仁化とあり

一峯入堂

吹城にあり八宮に十二宮の堂之酒井家の
御建立なり山禁峯入七月十日付持あり
同日一日は入峯刑尚之先達の及場を隔年
一の宿とを新法の宮へ火辨を至て硫黄
番番椒糖とくくことといふ番の悪味をよき
烟は咽きて死する者あれを靡は毒をて庭へ

昇出—厚朴の葉を喰を活—て又—
むら車又日又より吹越の崖へ接新石を
車又日又より大波小月山を三の岩と—
サング活としふ西にりよひて甚新石を車又
日又は漉あり二節は流れて一節は似たり
右ふ小山ニツらり重なる大の字の如し
その山の肩は苔あり伏の字の鳥は似たり岩
は庵舎の厨子に大日の像を入れて古中は埋
木馬を覆めて是を隠すと又鏡切刀といふ有
推動た人といふは後つるを集て鏡と—新

一 岩の山伏を岩屋へ移りて中途まで切落と
いふ後若人乗舟一人小本先達といふを
人形家本を
残り車を關伽水の麓
預かりの先達一人將の先達
一人山中のち船より出つ甚新又日は海に
を退下する舟の新車吹越も車又りれとも
懸られを略してサング活は月山濁活の下に
して大活—三里余吹越—六里有とを出羽
守後山又の活の尻案内は出たりとの吹越
の崖は山伏の鏡新を西なりとやき—小
そ

古今のいもつたつさも打絶て

形ふ形の音りもとりなり

たのめ事いふ乃色い出ぬ

包むりこころをりりに吹こ

吹こーや月こにめきぬ集れに

巻語つづく山風の音

あ二首ハ出羽守後此極歌山風の音の音着

ハ一雲の歌なりと羽深記十一と書不見

より

一念佛堂

羽黒^{カウラ}後川^{カウラ}・善沃子向三方西にあり後川ハ望

利矢碕の歌を生駒後建立しして田二子川

羽堂金として兼又十表此守附廻向の別

ハ被地より寺行系仕善沃善仏堂本寺乃

卯に一宵ふ仏壇を構へて五智如来を安置

お立に天照大神ハ懐文麻呂日吉大山社

の神神を唐金よて作りぬへて安んじ

たよこ三人余あり享保八年奥州南羽河

井村戸草いふ善とりのもの建立とを又子

向に石を指を在代寄進ししてあり

二粒小仏殿より与へし戒名を彫刻す儀
神仏の區別を志しむを名するに山よみ法を
改むる人がきこも歎^歎しし事なり

一文字司

神職よりして一社の長上をいひ、雅集曰古來
ハ文字ありて文字と稱し、徳正の稱宣へし
免状を附与せしめしに今ハ絶つりと云々
今羽黒子向意匠之方所の内は神職なり
山下之方沃所屋を別柳久世後傳に方村は
羽黒山の社家として吉田屋の内下知を更^更

之の何り假名を言部吉長呼方更刑神
方更泉方更栢と稱しなり又羽黒山より
院号の免状を更て神驗方を意兼に元月
徳山の吉家督強^強して社職を是より准せんと
まらりたは出入絶ゆる事なり社家督禮は
して吉家の下に属し適吉田屋の内下知を
まらりたは出入絶ゆる事なり社家督禮は
泉方更家より羽黒の柳子院ありし山雅集と
見ると吉ハ羽黒ありしに^音ありて彼
家よりしるるとを六月十五日大座のあ

獅子舞あり、社家羽織袴を着て結袷袴を
懸てははれ袴を唱へに歌よを代きて出羽
守成馬車を所持し社家も收納しつゝ
寛文年中給失今ハ羽黒山占解きて演
とを羽黒山社儀沸集京に下りて人
忌下羽黒へきしつゝにち歌よて是す
いふ説もあり又高野村泉方丈歌よ今判
為斗跡をとりたしふ言傳を志すといふとも
笑へくに記之に歌の内よりハ高野の誓ハ果
つゝとありつゝや

羽澤記曰出羽至元内の歌よをハ高野歌と
中て代とお續して羽黒山の社務職よりし
當初武藏方京方丈歌氏子子に糸入江津高
そ子彩九糸入江津昌までハ高野羽黒山の
社務よりにより毎歳上京素内して官ハ法
方丈より信ハ五位よ補をくるとあり又
曰義氏といふ者の代に當りて歌運をぬ
て付たりつゝもや中江より社家を嫌ひ一
向武家の所持して羽黒山の社務職をば
前表籠ありといふものを上旬の歌よて代取

出—そ身ハ輕夕在^キ山觀水嬉^ル乱^ル酒^ル萬^ル志^ニに
日を暮^ルと云^ク或人^ハ武^ニ後^ニ亦^ハ南^ノ郡^ノの^ニを^カれ
を^カ羽^ノ志^ノ山^ノの^ニ社^ノ務^ノ職^トとい^ハふ^事見^ル未^カる^事とい
ふ^事とも^ハ例^{アリ}あ^リる^事也^ニ末^ニは^ハ記^スを^カ根^ニ本^ノ文^ノ選^シ内
社^ノ務^ノ非^ニ之^ノ職^也也^ニ永^ニ保^ニ二^ニ年^ノ非^ニ祇^ノ官^ノ務^ノ也^ニ
國^ノ文^ノ云^ク應^ル令^下以^テ清^ニ原^ノ則^ヲ房^ヲ補^テ任^ス小^ノ國^ノ神^ノ主^ト
執^中行^中社^ノ務^ヲ觀^テ此^ノ則^ハ非^ニ神^ノ主^外有^テ社^ノ務^ノ矣^文
選^シ劉^越石^勸進^表曰^ク以^テ社^ノ稷^ヲ爲^ス務^云々

一執行

羽志記六之卷に附の執行澤内坊盛永と
五箇光治系福の時大室由列座の中ち最
の上元志^ハ百人^{ナリ}け日^ハ大^ノ守^ト也^歟小^ノ

あ—吹羽志の筆本との善を

とされ流るを初時雨之神

今ハ執行中職なく代没なり寛文七年未
六月天宥の申を一山より訴出^スる^事書^付に
羽志山執行古^ノ從^古來^有者^也雨^を云^ふは^ハ天
下^ノ法^度也^也彩^地を^以八^幡坂^ノ下^ノ方^ニ山^を引
崩—若^王寺^を立^と云^々

一別當

寛文の訴状に別當室前院とあり古来ハ
大堂の前より何りして室前院と云稱し之を
や今ハ別當の山古号を伴特護山若王寺
といふ天宥の茅剣なりけ寺の地内ハ伊特
護石といふあり石の上手に若一皇子の神祠
あり山古号是をとれり天宥皇別ハ配流
以来一山東叡山の下に属し院代を下して
一山の工首ときと院代當寺に居住せしむ
かり

恙沃意仁堂と云帳ハ羽鳥別當職余曰を
代之完と出て古京古吏政氏より菅氏との
戒名を記し菅氏の下に三十歳之時天正八
年屋敷号を中一更別當をお族茂家と云り
依為り恙別當を名傳成よお譲り云々羽
源記よハ社勢職と一云云帳ハ別當とき
二説名目のお遠ハあれ上件よいし口とく
若ハ余而もハ社勢職といふものありて茂家
の恙代より一事尾別古也氏の祚家常族
よ見ハより羽源記ホの説徑ハ

一女別當

三山雅集曰女別當職といふものありて法皇
の巫女を司り神院勅命の家業ありと云々
皇土郡彩衣七西尾林に女として奉仕するものあり又秋田縣内の
福前にも女として奉仕するものあり古俗を尋るに女子のありこと
西千石伝き女別當と稱せしは此類もや 今も信州にハ智憲院と許
状を更て羽黒流の神子として神院とるものと此
ありとを寛文年中聖護院と并神祇長上
より作出されしものと又 公義より持流へ
作出されしものと書付の語を以て考れを神
院宣ふする神子ハ古俗の事ハ屬するものと
は是レを元月にも羽黒流の神子といふもの
ありて子早年結末を急ぎ

一長史

尚蔵今ハ不レ雅集曰西明寺時頼直書レ
帰心の後尚書の探題小橋伴中納言を下さ
れたり中納言男子三人あり尚書長史職を
補せしれ一月十日替ふ仕立を掌りしめ上
旬申旬下旬と云レとあり又羽黒流十之
書しハ昔光衡といふ人大中納言村の大山の
上より移切ありて後醍醐の中も長史を以

上旬と名付僧尼の事を執りしを中旬として
賢さを一人定めて政務を司るむ下旬と
て其さを一人立刑罪の事を司るむ是
今の手向深川益川より一三七史の相和之
時代ハ 後深草院の頃とあり七史の出。
而も説顯齋を雅集より上旬館ハ深川村
あり中旬館ハ手向村を別水と的場小話
の間にあり下旬館ハ上妻所と福斎山との
間よりあり後ハ後ハ光明院之位よりあり院
を屋敷ともいふ今ハ別苗里坊屋敷となれ
る事とありして益川の事ハ見くも

一 學頭

雅集曰苗山日記曰七十一代 後多羽院永
久二甲午年大僧正行る来羽黒而入峯保
安二辛丑年復入峯依為碩徳而衆議而
卽創學頭院室号勸學院止住一歳入寂
云くけ事未考其傳を知らずといふとも見る
傳に記さず又新嘉塚といふあり其伝屋敷
といふハ又嘉塚の邊にありとを羽深記に
書に學頭法性院を置とあり七俗法より

学歌を一山の工首とおのりい謬なり先年
大社考よ記し傳れを畧す羽黒旧記の類よ
てもそ藏の事い志され傳り事し

一院之

今いけ藏を一子向村に院を屋敷あり一と
いふ事長史の下に記す光明院とて三百
坊の邸より一と云傳り吹浦社之家の舊
記よ光明院法順とあり是なりとそまふ
雅集に慈光大師院とてなる事あり
先年大社考よ記す

一三先達

今智憲院正徳院華藏院是なり惣寺号三
十一異ハニとあり寺あり當時別當の年一三先達の工を
たももの一山にあり

一左廳

真田何系といふ者代々そ藏を傳へて其の
古徳はよ左廳あり一寺東鑑よ委一建久
元年十月陸奥正徳郡の彩地記ある事
左廳の下知に傳ふと云名作出されし事
ありそ文中に承司ハ公承より補任せし事

在廳ハ必目の鏡なりとあり羽黒在廳今
幣襪よりして初行もなす一山と云席の付ハ三
先達の次並ぶ敵の上よ牙ん祢申法武乃
席へも上下を恙一して出先祖よ志田令十身
と云一人有りり夕に志田と祢をん一して一
山の御記旧記を帯て大志村の山奥よ隠れ
二度出にとを信是をスウキ仙といふけ人
の虫々々の見よ半あり能書と云ん一
古俗曰スウキより以前の在廳秋田郡へ有り
一三 当山の祢徳を廣めて半^午王書^を引渡し

夕に拒こり夕有りそ子飼形ななりて
在廳立腹切て死を絶よ夏月雪を降しして
そ幸被地又穀実らん夜よ郡中一回一羽
まよとあててふ敵の罪を祈謝を流例とぬ
て被地より毎年奉詣の遺共志田志田を志坊
と志といふ又秋田志田津恒志より奉詣の女
在廳より祢子の許状を更て有りときとを
志禮そ外旧記志を見よに在廳といふハ社
志山伏の法を志ふものよハあつた梅志に
志田志今ハ志地も志く幣襪志れハ志格を

猶して山伏同前に^軒主を敷を出し若坊
とめて祭を饒りりもや、大座の初穂散後亦
も列當之先甚同前に配ふとん

一御師

其の長三年光厳院より吹浦進為部(きー)
この少侍の内は沙師を歴とあり今ハを職
たさよや但沙師善流院と書出さるれと見
る事あり按さるに上右字目ありける所の
名目ち部山伏は残り一もや但源氏物語玉
草の巻は右をりるハ此の右の方一とさる

よ志よりけ沙師ハ備さありしらぬをよや西
の宮にまりりるのとあれを祓祭ちととも
沙師といひか(きよ)や高澄の祓祭を括
して沙師といしりそ又曰年来御禱師權
祿宣光親神主弘安元年公卿勅使記云
無風雨之難無為可遂使節之由殊可祈
請之旨可仰本宮御師并祭主官司云々
沙師ハ此禱師の畧とを

一目代

日向村は目代屋敷といふありと云ふ山雅集に

見へし今ハそ職なり

大祓言司祓事位事記ノ末ニ目代別継祓
とあり古ハ該社ノありしと見へし

一夏一職

ニ山雅集に古ハ夏一職と書ぬのありしと
見へし今ハあり

一松聖小聖

山伏隔年に是を勅行九月廿日より深
延連を引末を以て秋禊を擧げ壇上ノ侍
當月より店內二郡を勅進を位上先座とて

二祖あり先座を禊札ともいふ九月廿二日
二祖の松聖小聖二人宛以上二人口元にて
函見村よ入玉泉寺を勅進始とて二祖も
各祓洒ノ扇子を添て持来に古僧祓洒を
戴初穂を出に古捨ハ米に俵今ハ米に職
去人曰古人始當而ノ位一して函を見立し
り也よ函見といふ故小當而を勅進の始と
まるとそ初よ俵然もあるしきもや松といふ
ハ松明の畧稱なり極月廿八日二祖より人
足大幣大堂へ群集し大松明二本を結ぶ

美を救多々接合その中に萱小葉の刈り下る
を包こ大縄より結ぶ一本の松明より刈り下る
つむ事子二る三十三束之把をは時飯乃
~~握~~握るを両方より扱あふとを除く除くの束
よ大堂より人は十二人二本の松明より大縄
を付双方競て引出し一廣庭より押立競松明
とて列當三先達より隔年に出し一石垣乃
急に火を付て立至そ外百松明といふを
こよ持出さるに火を付て寺合執む事駭し一火
争天を衝て一山白日の光と一山伏五人色
この松明より競松明の下に出一人を所司と
稱し又定天に人を認者と号し手を上り是と
下きに移くの掬拾あり大地を踏望める事
似とそその後所司定天を立彩ま本を束て定
天を并扱其の程を以徳まねやといふを記
人の得若憲法と著ふ然野拾現束三十三
ヶ國の地檢を改めあふ理然なりといふ事と
時を位上といふは伊上よりして伊豆より上
といふ心よや先及ハ山及よや又その後火打
として男二人女のことく化粧し志す事ありと

肩先より一羽黒月山湯後三雨権現加護

所と出付るるあひ笠としめを志し易經圖解

の天子の冠は別當の案に出でて盃を戴火しよ出づる唐一弁

賜るもの後刻又出石火弁あひ笠を添て

冠古い二品を玉冠等一巻一たるとき初穂は二人

石火弁を手に持鏡松明を三巡し古くは一

てもけ方り有ても尋常にとしふ又二人あり

芝草ワラビ蓋の中に燭燭を添て大松明の本は符又

符を添て片きして三角に二ツ拵大火小火と

出付二ツあひせて扇の形とし一是を火三扇と

いふ雨音の降る時燭燭の上は拵後具とを

兼符の大幣をる松明して東西一弁散し

あひ笠志し二人同時は競て魁を獲り大

松明より先は競付るるを符とし後れしを

原とを位上方符し十年ハ西三十一二を

言とし下三十三を函とを去年の除夜

社系し傳りて格式を見しに符は殊符し

おもし是傳り正月七日の夜も魁を獲る

事ありといふ年中初年無事なりして記を

に附ありん

一 祓子

虎虎尾七口あり仙居よあり として一女あり料六石三
斗宛羽流記曰仙居のあり本大梵寺の虎か
といふ祓女とも一生ふ犯の祈禱してか符一
つらにとあり流平皇妻記にきき八十年代
高倉院安元三年殿下の虎ぬけ立敷の所に
出羽の羽流より上りて男言といふ童子の
篋よりつらつらと十禪師の法ありて俄にねひ
出て舞ひしてとあり

一 滅罪方

令別院護摩堂心普院として三ヶ寺あり三
十一ヶ寺の内なり

一 惣山伏

三ヶ寺余坊子向村より往て往古より法皇へ出
て半午五巻教を引夏月ハ左山一して及者を
引

東禮十九し巻曰兼久二年五月出羽國里
山山の尻流等群衆是所訴地頭大泉次
希氏平や仍今日為神皇等乃遂一変由
山先例非地頭進止且可停止入取追捕

之者故將軍家御書を明之官山内令安
堵之受氏年或顛倒方八千牧之福因或
於山内致口入之案之謂之里流流中_レ之氏
平之指_レ陳謝之官昔_レ先例_レ張_レ新_レ之及_レ事
不可_レ執_レ之語_レ亦_レ作_レ之云々

太平記評判曰天下に奸謀の事多し_レて必
中_レ喧_レし_レれ_レた_レ貞_レ時_レ更_レよ_レ是_レを_レ知_レあり_レす_レ教
年を_レ經_レる_レの_レ而_レに_レ種_レを_レあ_レけ_レなく_レ撞_レ鳴_レに
あ_レの_レあり_レ貞_レ時_レ教_レ年_レの_レ種_レを_レつ_レく_レ人_レが_レり_レし
よ_レ今_レけ_レ年_レあり_レ何_レ事_レも_レや_レあり_レらん_レあ_レれ_レ唯_レ

と_レて_レ法_レ前_レへ_レ百_レ進_レた_レれ_レを_レ山_レ伏_レの_レ法_レ昨_レ十八_レ人
庵_レ上_レよ_レ来_レる_レ貞_レ時_レは_レ偽_レ進_レ所_レ信_レの_レ何_レ事_レも_レや
と_レ宣_レへ_レハ_レ出_レ羽_レ國_レ羽_レ忌_レの_レ山_レ伏_レた_レよ_レと_レし_レら_レ訴
訟_レあり_レて_レ屋_レ上_レり_レこ_レも_レよ_レ一_レを_レ中_レ貞_レ時_レ書_レ所
あ_レれ_レと_レて_レ法_レの_レ産_レへ_レ種_レを_レし_レれ_レ名_レ山_レ伏_レ乃
元_レ定_レて_レ後_レ貞_レ時_レ秘_レの_レ何_レの_レ訴_レ訟_レの_レあ_レれ_レハ_レ如
新_レ激_レを_レあ_レか_レを_レ回_レた_レれ_レを_レ法_レの_レと_レく_レ出_レ付
進_レ上_レ仕_レの_レ口_レ上_レの_レ事_レ中_レ上_レめ_レらん_レと_レ中_レ貞_レ時_レ訴
状_レ披_レ見_レし_レあ_レひ_レて_レ程_レ事_レの_レよ_レ一_レを_レ回_レあ_レふ_レ中_レ
に_レ年_レ長_レう_レら_レ出_レて_レ中_レ中_レの_レ羽_レ忌_レの_レ山_レよ_レ法_レ

法を違ふ山伏の多し中に非法を行ふ者
の若も能多の因よしてしを又多くありと
まして強き所存知のことく山伏の所及なる
しをそとちこの山伏の中へ擲めてきいさる
法よしてあそりよるよ二月院上総公より
羽鳥山の山伏を一人擲めて棄てしりふ
布山へいつりをされまらへ何の罪禍とも
あ存りに忽し害をくれよ一筆ては其
罪禍を記して我等り中に強りをあつて山
伏の中よして罪禍よ新ひらなるん故將軍

頼朝卿の法附よとてかくてそしひつれそ文云
事よ長けれハ末文ハ略之け事よよりて後日
祥定流九人百餘され流きされ一更あり
山伏の中よして罪科よ新不法ハ流く宛を地
罪人を入八方より小石を投入并教をとそ
石を投初め石を及引山伏といふ姓古ハ
沃内坊といふそ後を勅の曆辛申罪人よて
大善坊と云一山伏そ後を勅より一に直
教先にそ後引絶志よりといふ
太平記二十七よ曰羽鳥といひあよ名をいふ

唐といふ山伏ありとあり、同評判よ大江田
云神古更り別腹の穿ぬるよ山伏と名義貞
陰謀の追文の使をまるとあり

一兼仕

法山よ阿のゆのなり一書に古中一の福あり
一をまるとあり二山雅集西明寺時頼
近玉の沢羽志よきて兼仕を勤めひ法山の
時山玉の標題に梅津中なるを下まると有
け人出家一西明寺入心と号一世よふ
死去と披露一喜磁古志つ二階堂一人召

奥一密よ貌を窺一六十餘別を鑑行一
あゆ事二三年まゝあまのそだの若を尋ん
とめありとりや法山よ二るに千人の程
の業を記して福倉一輝あひ一事太平記
評判よ見入一り兼仕法師の宅中あま増く
道道まゝれらる事あり一を右のこくと記
福一あまらるまや兼仕を勤て久あま山一
指あり法山頼る人の急意をいり一して
知あまらるまや

よして祚福ハ皇孫に建一と見一より按
まらに伊弉諾の再誕
諸事ハ阿蘇院の再誕なりと例の三世ハ附
會一と説ちる一夏月素語の以ハ羽皇
より列代執事代とて高僧也山出羽吉後
け山よ一軍をるまを後一あり

月の峯音まの元ハをりれと

禮のうらゑハ風や吹くま

霧ありきまの下の音入て

雲の上ち日月を見る部

あハ大守の歌とを羽源記十一と書に見
一より羽皇月山湯後三山雅集ハ手向文
珠院昌嘉の祭記よて意次のうち歌あるの
選述なり江陵北菟浮生願辭を至北村湖
元跋文を加一より三山の事記詩歌連能の
口号を記して他邦ハ廣め三山よ安を筆ハ
まらに知大よして選述の音と志れ傳
る也といハ羽皇禮祝ハ伊弉波神社一
事を少加一さる事ハ何一も事そや信他者
の心を推さるに月心を辨牛山延喜社名帳

よ哉まの飽海郡月山神社と心は遠く
伊豆波神社と事を出淺くしりといふ
正月山ハ山号之ニ山雅集より古号といふ
山ハ神号なり延喜式出羽國正統の西に月
山大物忌祭料二子束と出りハ神号に神
号を對し祭料も格別よ書分さるハ吹浦
村よお双誌存しあふあり出羽國九神の
内ハ神ハ唐國よりて飽海郡ニ唐大物忌
神社月山神社小物忌神社田川郡ニ唐皇
皇依の廣神社幸賀神社伊豆波神社是之

右ハ神ハ神名帳よ載傳。社なり。田川郡羽
黒月山湯屋之山の事延喜式実録あり
正月山月山同字よりて格別事ハ事大社
考又小寺氏の出れより唐國記よ委傳れを
畧之浮生り歌辭よ三山を出羽國飽海郡の
三岳と出りハ三山ハ田川郡よりて羽黒ハ
伊豆波神社と事を出さるハ由なり
延喜年中伊丹播州江戶より出り唐國
古社記改の故も羽黒を田川郡と事又小
寺氏考ありハ田川郡と事ハ高保十三

戊申歲田川郡增川白沙料十一ヶ村私領十
二ヶ村と羽黒山手向村郡山境幸福沙裁
許状も飽海郡の額見(是地面は五割の
又云田川郡なり事明白なり)二郡の地勢
田川郡ハ東南よりして山よりあがり飽海郡ハ
西北よりあがりて海よりあがり且月山の飽海郡
ををちりて事に五里より及り羽黒ハ月山
の下よりして山嶺なり強て羽黒を飽海郡
といちて延喜式三代実録の内羽黒神社と
括を(さか)武弁の社と是をいひんハ歎

一(さ)事なり壬代の年代記或ハ武江根
津社常陽山城本幡社を亦羽黒を倉稻魂
命と一或ハ大為忌神社といひハ羽黒ハ
田川郡よりして伊豆波神社より事を知る
さりり也(かり)上件もい(り)あといく皇孫
子駕りて二社の月玉依姫ハ伊豆波神社に
して後よ本羽黒より移し又今の羽黒(移し)
羽黒権現と稱し(り)より伊豆波の号を
移し(り)と見(り)二社ハ(昔)皇孫命後世子
向是は二ヶ所より移し(り)態那之而権現なり

いづるに准して羽鳥之由権現と稱せしと
見(一)より(二)手向意波社堂の信心伝傳の事あり
れとも傳(一)と(二)事阿れを筆を措むものあり
然那之由とり(一)も(二)も同由と為りよはあらず
布衣形之郡智形禮違ふ隔れりとを羽鳥の
古歌神仏の区別なく撰よ仏像を云ふ事
由(一)よ後世混乱して古実を考ふ事
堪(一)より(二)事

雅集羽鳥権現の条下に續日本紀九より曰
貞觀十五年五十六代 清和帝 贈四位正三位封二戸

云々(一)は説大なる誤なり(二)續日本紀九より出
羽の位神(一)神階を授け(二)れ(三)事(四)見(五)入(六)す
貞觀八(一)三代実録より載(二)事(三)由(四)の(五)年(六)号(七)より(八)
て續日本紀より貞觀の年号なり(九)續日本後
紀九より(一)巻(二)より(三)飽海郡大物志神社より(四)從(五)位
下を授け(六)れ(七)神(八)封(九)二(一〇)戸(一一)を(一二)充(一三)め(一四)る(一五)事(一六)あり(一七)三
代実録より(一八)貞觀十五年夏(一九)月(二〇)日(二一)己卯
授出羽國從三位勳五等(二二)大(二三)物(二四)志(二五)神(二六)社(二七)西(二八)三位
と云々(二九)その後(三十)元慶二年(三十一)秋(三十二)出(三十三)羽(三十四)國(三十五)正(三十六)三位(三十七)勳(三十八)五
等(三十九)大(四十)物(四十一)志(四十二)神(四十三)社(四十四)並(四十五)封(四十六)各

戴戸与本并各四戸、毎發軍使国司祈禱
故有此加増也云々、
清和天皇貞觀四
年より元弘七年まで元二十二年の男大
物忌神社、月山神社、小物忌神社、瑞福神社
ホ（神階を授けられ）事ハ見（傳れとも）幸
賀神社、由良依の廣神社、伊弉波神社、ホ（
神階の事ハ見）是程又田川郡三山の事、
見（傳）兩處に在り、雅集の選者、法史を
考（さ）り、事ハ見（傳）れ、事ハ見（傳）れ、事ハ見（傳）れ、
を為さるゝ向を以て此記、君子の明辨を

ものなり

82835

古事類聚卷之四十六

山形県立図書館



1-0324409-3